

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画の修正要旨は以下のとおりです。

1. 修正協議期間：2024年3月25日～5月24日（61日間）
2. 修正年月日：2024年6月24日
3. 主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	<本文、別表> ○事業者防災訓練の実施方法および評価体制を明確化
第3章 緊急事態 応急対策 の実施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<別表> ○福井県緊急時モニタリング実施要領改正の反映
第4章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害事後対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<別表> ○福井県緊急時モニタリング実施要領改正の反映
第5章 その他	他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	<別表> ○福井県緊急時モニタリング実施要領改正の反映

以 上